

社会福祉法人菊池愛泉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊池愛泉会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬を支給する。

(当法人職員給与の併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額

(2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、別表に定める会議等に参加した都度、支給する。ただし、2つ以上の会議等を同日開催する場合は、これを1回とみなし報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2025年7月30日から施行する。

別表 1

報酬が発生する業務	役員等報酬
理事会	4,000 円
監事監査・監査立会	4,000 円
評議員会	4,000 円
評議員選任・解任委員会	4,000 円
役員の研修参加等	4,000 円
理事長が必要と認めた業務を執行したとき	4,000 円